

社会福祉法人秋篠茜会

小規模多機能型居宅介護サービス利用契約書 (重 要 事 項 説 明 書)

利用者_____様

利用開始年月日_____年_____月_____日

小規模多機能ホームあかりの家(以下、「事業者」という。)は、利用者との間において、次の通り小規模多機能居宅介護サービス利用契約を締結します。

第 1 条(契約の目的)

事業者は、介護保険関係法令に基づいて、利用者に対し、可能な限り居宅においてその能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう以下のサービスを提供します。

- 2) 事業者は、サービス提供にあたっては利用者の要介護状態区分及び認定審査会意見に従って、利用者に対し、サービスを提供します。

第 2 条(契約の期間)

この契約の期間は、「通い」「訪問」「宿泊」のいずれかのサービスの利用を開始した日から、要介護認定有効期間満了日とします。但し契約期間満了日以前に要介護状態区分変更の認定を受け、要介護認定有効期間満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日までとします。

- 2) 上記契約期間満了日の一ヶ月前までに利用者から更新の意志が確認された場合には、この契約は自動更新するものとします。
- 3) 利用者から更新の拒絶の意思表示された場合は、事業者は、他の事業者の情報を提供する等、必要な措置をとります。

第 3 条(サービス内容)

事業者は、小規模多機能型居宅介護サービスとして、通いサービスを中心に、訪問および宿泊サービス又はその他連絡等による見守り等、利用者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを組み合わせたサービス提供を行います。事業者が提供するサービスのうち、この契約で利用するサービスの内容、利用料及び介護保険法適用の有無については、後記及び「重要事項説明書」の通りです。

第 4 条(居宅サービス計画の作成・変更等)

事業者は、利用者の居宅サービス計画を作成します。

- 2) 事業者は、利用者の居宅サービス計画の作成変更の際には指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等に沿って行います。
- 3) 事業者は、利用者が他の小規模多機能型居宅介護事業所の利用を希望する場合その他利用者から申し出があった場合には、利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

第 5 条（小規模多機能型居宅介護計画の作成・変更）

事業者は、利用者の日常生活の状況等を踏まえて利用者の小規模多機能型居宅介護計画を作成します。

- 2) 小規模多機能型居宅介護計画には、援助の目標および目標達成のための具体的なサービス内容等を記載します。
- 3) 利用者は、事業者に対していつでも小規模多機能型居宅介護計画を変更するよう申し出ることができます。
- 4) 事業者は、利用者から 3) 項の申し出があった場合は、第 1 条に規定するサービスの目的に反するなど変更を拒む正当な利用がない限り、利用者の希望に添うよう計画を変更します。

第 6 条（サービス内容等の記録作成・保存）

事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、サービス提供日から 5 年間保存します。

- 2) 利用者は、事業者に対し、事業者が定める所定の手続きを経て前項に規定する書面その他のサービスの提供に関する記録の閲覧・謄写を求めることができます。ただし、謄写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

第 7 条（介護保険の適用を受けないサービスの説明）

事業者は、その提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、重要事項説明書によりサービス内容及び利用料を説明し、同意を得ます。

第 8 条（サービス利用料の支払）

事業者は利用者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として奈良市から給付を受ける額（以下、介護保険給付額という）の限度額において、利用者に代わって市町村から支払を受けます。

- 2) 利用者は要介護状態区分並びに、利用者の負担段階に応じて重要事項説明書別紙に定める所定の料金体系に基づいたサービス料金を事業者に支払うものとします。

第 9 条(連帯保証)

連帯保証人は事業者に対し、利用者が本契約上負担する一切の責務を、極度額五百万円までの範囲で連帯して保証します。

2) 連帯保証人からの請求があったときは、事業者は連帯保証人に対し、遅滞なく、料金の支払い状況や滞納金・損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供するものとします。

第 10 条(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一) 利用者が死亡したとき。
 - 二) 利用者の要介護状態区分が、自立(非該当)または要支援1または2と認定された場合。
 - 三) 利用者が介護保険施設への入所または医療機関に相当期間入院見込みの場合。
 - 四) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
 - 五) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合。
 - 六) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- 2) 事業者は前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し必要な援助を行うよう努めるものとします。

第 11 条(利用者(契約者)からの中途解約)

利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には利用者は契約終了を希望する日の 3 日前までに事業所に通知するものとします。

第 12 条(利用者(契約者)の契約解除)

利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には本契約を解除することができます。

- 一) 事業者が、正当な理由なくサービスを提供しないとき。
- 二) 事業者もしくはサービス従事者が第 17 条に定める守秘義務に違反した場合。
- 三) 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- 四) 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つけられる恐

れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

第 13 条(事業者からの契約解除)

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解約することができます。

- 一) 事業者は、利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者からの申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難となったと判断したとき文書により、2 週間以上の予告期間をもって、この契約を解約します。
- 二) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- 三) 利用者が、正当な理由なく事業者に支払うべき利用料の自己負担分を 2 ヶ月以上滞納した場合には、事業者は利用者に対し、1 ヶ月以上の期間を定めて、期間内に滞納額の全額の支払いがないときは、この契約を解約する旨の催告をすることができます。

第 14 条(関係機関との協議及び調整)

事業者は、前項によりこの契約を解約する場合には、奈良市等の関係機関と協議し、必要な措置をとります。また居宅サービス計画の変更や一般施策に基づくサービスの利用を図る調整を行います。

第 15 条(損害賠償責任)

事業者は、利用者に対するサービスの提供にあたって、利用者又は利用者の家族等の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者又は利用者の家族等に対して損害を賠償します。第 17 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

第 16 条(損害賠償がなされない場合)

事業者は自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には事業者は損害賠償を免れます。

- 一) 利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- 二) 利用者が、サービスの実施に当たって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。

- 三) 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを起因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
- 四) 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

第 17 条(守秘義務)

事業者及び事業者の従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らしません。契約終了後も同様とします。

- 2) 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- 3) 事業者は、利用者又は利用者の家族から予め書面による同意を得ない限り、居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者等に対し、利用者等の個人情報を提供しません。

第 18 条(個人情報の取り扱い)

利用者等の個人情報については、事業者の定める基本方針及び基本規則に則り適切に取り扱います。また個人情報に関係する法令その他関係法令、及び厚生労働省のガイドラインを厳守し、個人情報の保護に努めるとともに個人情報の利用目的については、利用者に書面にて交付し又は、公表するものとします。

第 19 条(苦情処理)

利用者又は利用者の家族は、提供されたサービスに不満がある場合、いつでも後記の苦情申し立て機関に、苦情を申し立てることができます。

- 2) 事業者は、利用者に提供したサービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。
- 3) 事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

第 20 条(身体拘束等の禁止)

事業者は、サービス提供に当たり身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

- 2) 前項ただし書きの規定に基づき身体拘束等の行為を行った場合には、事業者は、直ちに、その日時、態様、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由その他必要

な事項についてサービス提供記録等に記録します。

第 21 条(虐待の防止に関する項目)

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- (一) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (二) 虐待防止のための指針を整備します。
- (三) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施します。
- (四) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

2) 事業者は、サービス提供中に疑いを含め虐待を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとします。

第 22 条(事故発生時の対応)

事業者は、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者及び関係各機関並びに利用者の家族等に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。

- 2) 事業者はサービスの提供により利用者に損害賠償すべき事故が発生した場合には、天災地異など不可抗力による場合を除き速やかに誠意を持って損害賠償を行います。ただし、当該事故の発生につき、利用者側に過失がある場合は、損害賠償の額を減じることがあります。
- 3) 事業者は、万が一の事故発生に備えて、損害賠償責任保険に加入します。

第 23 条(契約外条項及び協議事項)

この契約書並びに『重要事項説明書』に定めのない事項及びその解釈については、民法、老人福祉法、介護保険法及び関係法令の定めるところを尊重し、事業者及び利用者が協議のうえ、誠意をもって処理するものとします。

小規模多機能ホームあかりの家重要事項説明書 (指定小規模多機能型居宅介護サービス)

1. 事業者（法人）の概要

- | | |
|---------|---|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人秋篠茜会 |
| (2) 所在地 | 〒631-0818 奈良県奈良市西大寺赤田町 1 丁目 7 番 1-2 号 |
| (3) 連絡先 | 電話 0742-52-6775 FAX 0742-52-6773 |
| (4) 代表者 | 理事長 藤井 俊哉 |
| (5) 設立日 | 1999 年 9 月 28 日 |
| (6) 理 念 | <p>①すべての児童、すべての高齢者、すべての障害者・児の基本的人権を何よりも大切にします</p> <p>②法人及びその事業は、民主的に運営します</p> <p>③人権尊重に立った保育および介護を実践します</p> <p>④福祉水準の向上に努め、医療との連携をつよめます</p> <p>⑤児童福祉および高齢者福祉の地域センター的な役割をはたします</p> |

2. 事業所概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 事業所名 | 小規模多機能ホーム あかりの家 |
| (2) 所在地 | 〒631-0818 奈良県奈良市西大寺赤田町 1 丁目 2 番 15 号 |
| (3) 連絡先 | 電話 0742-93-7030 FAX 0742-93-7031 |
| (4) 管理者 | 管理者 中井 友紀 |
| (5) 開設日 | 2012 年 3 月 1 日 |
| (6) 登録定員 | 25 名（通いサービス定員 15 名/日 宿泊サービス定員 8 名/日） |
| (7) 運営方針 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨及び内容に沿ったものとする。 2. 通いサービスを中心に必要に応じて訪問サービスを行い、希望に応じて宿泊サービスなどを柔軟に組み合わせることにより、利用者の住み慣れた地域や自宅で、認知症になってもその人らしく尊厳をもって生活が継続できるよう支援する。 3. 小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練や生活リハビリを行い日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供する。 4. 利用者または家族に対し、サービスの提供および提供方法についてわかりやすく説明を行う。 |

5. 適切な援助・介護技術をもってサービスを提供するとともに、提供したサービスの質の管理・評価を行う。
6. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(8) 設備概要	宿泊室	8 室 (8.80～9.07 m ²)
	食堂・居間	1 ヶ所 (38.578 m ²)
	トイレ	3 ヶ所 (内、多目的トイレ 1 ヶ所)
	浴室	1 ヶ所

3. 職員の配置状況

- (1) 管理者 1 名 (常勤) …業務内容調整および運営管理を一元的に行う
- (2) 計画作成担当者 1 名 (常勤) …サービスの調整および相談援助業務を行う
- (3) 看護師 1 名以上 (非常勤) …利用者の健康管理、医療的ケアを行う
- (4) 介護員 3 名以上 (常勤・非常勤) …日常生活の介護および生活援助および相談援助業務を行う
- (5) 主な勤務体制 日中 9:00～18:00、8:30～17:30、10:00～19:00
夜間 16:30～翌 9:00

4. 事業の通常実施地域及び営業日・営業時間

- (1) 実施地域 奈良市が定める地域包括圏域のうち、伏見、平城、富雄、登美ヶ丘、二名地域包括圏域
- (2) 営業日 休業日なし
- (3) 営業時間
 1. 通いサービス 10:00 ～ 16:00 (送迎時間除く)
 2. 宿泊サービス 16:00 ～ 翌 10:00
 3. 訪問サービス 24 時間
- (4) 相談受付 9:00～18:00

5. 小規模多機能型居宅介護サービスの主な内容

- (1) 通いサービス…事業所（施設）において、食事や入浴、排せつ等の日常生活の世話や機能訓練を提供します。
 - ① 食事支援および介護…食事の準備・後片付け、食事介助・その他の必要な食事の介助、キッチンで利用者の方と一緒に調理を行うこともあります。
 - ② 入浴支援および介護…入浴または清拭、衣類の着脱・身体の清拭・洗髪・洗身を行います。
 - ③ 排せつ支援および介護…利用者の状況に応じて適切な排せつの介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。
 - ④ 機能訓練…日常生活に必要な機能の減退を防止するための訓練および豊かな

な生活を送れるよう心身の活性化を図るための活動を提供します。

⑤ 健康チェック…体温、血圧の測定を行うなどして健康状態の把握を行います。

⑥ 送迎サービス…ご希望により、自宅・事業所間の送迎サービスを行います。

(2) 訪問サービス

① 自宅での食事や入浴、排せつ介助または家事などの日常生活援助を行います。

(3) 宿泊サービス…事業所にて宿泊していただき、夕食または朝食の介助、排泄等のサービスを提供します。

(4) 短期利用居宅介護

① 利用者の状態や利用者の家族等の事情により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、事業所の介護支援専門員が、事業所の登録者に対する小規模多機能型居宅介護等の提供に支障がないと認めた場合に、登録定員の範囲内で、空いている宿泊室等を利用し、短期間の小規模多機能型居宅介護等（以下「短期利用居宅介護」という。）を提供します。

② 短期利用居宅介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援事業所の居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画等の内容に沿い、事業所の介護支援専門員が小規模多機能型居宅介護計画等を作成することとし、当該小規模多機能型居宅介護計画等に従いサービスを提供します。

6. 利用の開始、中止、変更など

(1) 小規模多機能型居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本にしてご利用者の心身の状況やご希望等を勘案し適宜通いサービス、訪問サービス又は宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するサービスです。

(2) ご都合により、サービスの変更・中止または新たなサービスの利用を追加することが出来ますが、この場合には原則としてサービスの実施日の前日又は午前 8 時 30 分までに申し出てください。

(3) サービス利用の変更・追加の申し出について、当事業所の稼働状況により契約者の希望する日時にサービスの提供ができない場合は、他の利用可能日時を提示するなどして協議します。

7. 事故発生時・緊急時の対応

(1) サービス提供にあたり事故、体調不良等が生じた場合は事前の打合せにもとづき、ご家族・主治医等にご連絡いたします。

(2) 緊急の場合、当事業所協力医療機関で受診して頂くことがあります。協力医療

機関で対応できない場合は、救急搬送先の病院となりますのでご了承ください。

8. 相談窓口・苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、以下の窓口のほか、公的機関においても苦情申し立てができます。

- (1) 事業所窓口
 - ①電話 0742-93-7030 FAX 0742-93-7031
 - ②受付担当職種 介護員・計画作成担当者
 - ③解決責任者 管理者
 - ④対応時間等 月曜日～金曜日 9:00～18:00
- (2) 市町村窓口
 - ①担当課 奈良市福祉部介護福祉課
 - ②電話 0742-34-5422
- (3) 第三者窓口
 - ①機関 奈良県国民健康保険団体連合会・介護苦情受付
 - ②住所 奈良県橿原市大久保町 302-1
 - ③電話 0744-29-8311 FAX 0742-21-6822
 - フリーダイヤル 0120-21-6899

9. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため下記のとおり運営推進会議を設置します。

- (1) 構成…利用者または利用者家族、地域住民代表、奈良市伏見地域包括支援センター職員、その他当事業に知見を有する方
- (2) 開催…2ヶ月に1回
- (3) 第三者評価の実施…年1回サービスの改善及び質の向上を目的として事業所の自己評価についてサービス評価（外部評価）を実施して頂きます

10. 協力医療機関、連携施設

利用者の方ごとの主治医との連携を基本とします。病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

- (1) 医療法人健生会吉田病院 0742-45-4601（西大寺赤田町1-7-1）
- (2) 特別養護老人ホームこがねの里 0742-52-4315（西大寺赤田町1-7-1-2）

11. 非常時の対応および防火設備

別途定める防災計画にそって避難訓練を年2回、利用者の方に参加頂いて実施します。

- (1) 防火管理者…加納 武
- (2) 消防用設備…スプリンクラー、消火器、自動火災報知設備と連動自動通報設備

12. 法定代理受領サービス（介護保険適用）の利用料金表

下記は1割負担の場合ですが、所得により2割、3割負担となることがあります。

- (1) 小規模多機能型居宅介護サービス費（1ヶ月につき）

介護度	単位数	1 ヶ月の料金	利用料（月）
要介護 1	10,458 単位	108,031 円	10,804 円
要介護 2	15,370 単位	158,772 円	15,878 円
要介護 3	22,359 単位	230,968 円	23,097 円
要介護 4	24,677 単位	254,913 円	25,492 円
要介護 5	27,209 単位	281,068 円	28,107 円

短期利用居宅介護費（1 日につき）

介護度	単位数	1 日の料金	利用料（月）
要介護 1	572 単位	5,908 円	591 円
要介護 2	640 単位	6,611 円	662 円
要介護 3	709 単位	7,323 円	733 円
要介護 4	777 単位	8,026 円	803 円
要介護 5	843 単位	8,708 円	871 円

(2) 初期加算（登録した日から 30 日間または 30 日以上入院後の再利用時）

介護度	単位数	1 日の料金	1 ヶ月の料金	利用料（月）
区別なし	30 単位/日	309 円	9,297 円	930 円

(3) 認知症加算

区分	単位数	1 ヶ月の料金	利用料（月）
加算Ⅲ	760 単位	7,850 円	785 円
加算Ⅳ	460 単位	4,751 円	476 円

(4) 看護職員配置加算（看護職員を常勤換算方法で 1 名以上配置した場合）

区分	単位数	1 ヶ月の料金	利用料（月）
加算Ⅲ	480 単位	4,958 円	496 円

(5) サービス提供体制強化加算（勤続 10 年以上の介護福祉士の割合）

小規模多機能型居宅介護の場合

区分	単位数	1 ヶ月の料金	利用料（月）
加算Ⅰ	750 単位	7,747 円	775 円

短期利用居宅介護の場合

区分	単位数	1 日の料金	利用料（月）
加算Ⅰ	25 単位	258 円	26 円

(6) 訪問体制強化加算(訪問サービスの提供に当たる常勤の従業者を2名以上配置等)

区分	単位数	1ヶ月の料金	利用料(月)
加算	1,000 単位	10,330 円	1,033 円

(7) 総合マネジメント体制強化加算(地域での多様な行事に参加等)

区分	単位数	1ヶ月の料金	利用料(月)
加算 I	1,200 単位	12,396 円	1,240 円

(注) 介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1か月ごとの包括料金(定額)の為、サービスの利用回数を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。

(注) 月の途中で利用開始または中止となった場合の利用料

①月の途中から利用登録開始をした場合…利用料は契約開始月の通い・宿泊・訪問サービスのいずれかを利用した日から算定(契約書1頁に記載)

②月の途中で利用登録を中止した場合…契約終了日(解約日)まで算定

(8) 介護職員等处遇改善加算(Iロ)

前述の(1)から(7)までにより算定した単位数合計(1か月の合計)の18.6%に相当する単位数

(例)1か月の合計が25,086単位であった場合

$25,086 \text{ 単位} \times 18.6\% = 4,665 \text{ 単位}$ となります。1ヶ月の料金は、48,189円となり1割負担である利用料(月)は4,819円となります。

※短期利用居宅介護の場合も算定します

13. 介護保険外サービスの利用料金表(全額自己負担分)

(1) 食事代(食事にかかる費用)

① 朝食…350円 ② 昼食(おやつ含む)…811円 ③ 夕食…520円

※短期利用生活介護をご利用の場合も食事代は上記となります。

※生活保護受給者の方は食事代(昼食・夕食)を通常の料金の50%とします。

(2) 宿泊費用

① 一泊…2,500円(税込)

※短期利用居宅介護を利用の場合も2,500円(税込)となります。

※生活保護受給者の方は宿泊費用を1,000円(税込)とします。

(3) 日用品費(希望の方のみ)

- ① レンタルバスタオル 1 枚…40 円（税込）
- ② レンタルタオル 1 枚…15 円（税込）
- (4) 衛生品（希望の方のみ）
 - ③ テープタイプオムツ 1 枚…100 円（税込）
 - ④ リハビリパンツ 1 枚…80 円（税込）
 - ⑤ パット 1 枚…20 円（税込）
- (5) 特別な送迎…通常の実施地域（第 4 項(1)号）以外の方で特に送迎サービスを希望された方に送迎を実施した場合
 - ①実施地域を越えた地点から 10km を超えた場合 1km 毎に 50 円
- (6) 教養娯楽費…通いサービス 1 回利用につき 60 円
- (7) レクリエーションや特別な行事費用 実費

14. 利用料の支払い方法について

毎月の利用料は、利用月の翌月 15 日頃に請求書を発送いたしますので、ご指定の南都銀行口座より引き落とし、または請求月末までに事業者指定口座へお振込みにてお支払い下さい。

15. 個人情報の利用目的について

サービス利用契約書の第 18 条に規定する個人情報の利用目的については、下記の通りです。

社会福祉法人 秋篠茜会では、個人情報保護法及び利用者等の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、あらかじめ利用者等の個人情報の「利用目的」を明示します。

(1) 施設内部での利用目的

- ① 施設が利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ サービスの利用にかかる事業所の管理運営業務のうち次のもの
 - ・ 入退所等の管理
 - ・ 会計、経理
 - ・ 介護事故、緊急時等の報告
 - ・ 当該利用者の介護・医療サービスの向上

(2) 他の介護事業者等第三者への情報提供を伴う利用目的

- ① 利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・ 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者、小規模多機能型居宅介護事業所、居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - ・ その他の業務委託

- ・ 利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - ・ 家族等への心身の状況説明
 - ② 介護保険事務のうち
 - ・ 審査支払い機関へのレセプトの提出審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
 - ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- (3) 上記以外で施設内部での利用に係る利用目的
- ① 施設管理運営業務のうち次のもの
 - ・ 介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - ・ 施設等において行われる学生等の実習への協力
 - ・ 施設において行われる事例研究等
 - ・ 他の事業者等への情報提供に係る利用目的
 - ② 施設の管理運営業務のうち
 - ・ 外部監査機関、評価機関等への情報提供
- (4) 上記の利用目的及び第三者提供について、利用停止・留保のお申し出がない場合は、同意頂いたものとさせていただきます。また、利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ利用者等本人の同意を得るものとします。

以上の通り、説明を受け同意のもと契約が成立したので、その証として本書 2 通を作成のうえ、利用者及び事業者は署名捺印し、利用者及び事業者がそれぞれ 1 通を保有します。

契約日 年 月 日

事業者より重要事項説明を受けその内容に同意したので、本契約を締結致します。

契約者(利用者) 住所

氏名 印

(ご家族) 住所

(おられない場合は代理人)

氏名 印

(続柄)

(連帯保証人) 住所

氏名 印

利用者に重要事項説明を行いその内容に同意が得られたので、本契約を締結致します。

(事業者)

住所 奈良市西大寺赤田町 1 丁目 2 番 15 号

施設名 小規模多機能ホームあかりの家

法人名 社会福祉法人秋篠茜会

理事長 藤 井 俊 哉 印